

SDGs 推進円卓会議第7回会合 報告・提起事項

1. SDGs 推進本部第7回会合に向けて

(1) 報告事項

- 5月17日、「SDGsに関する外務省・市民社会意見交換会」を開催
 - 市民社会側は22名参加。ご対応いただいた外務省地球規模課題総括課に深謝。
 - 市民社会は、市民社会提出「ボトムアップ・アクションプラン 2018年秋版」と政府「アクションプラン 2019」を比較した資料を提出、SDGsの進捗状況や方向性を市民社会の立場から評価・要望。
 - ✓ 市民社会提出「ボトムアップ・アクションプラン 2018年秋版」=第6回円卓会議で提出。詳細=円卓会議ウェブサイト参照
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/entakukaiqi_dai6/siryou1.pdf

(2) 提起事項1：「拡大版アクションプラン 2019」

- 国際的なイニシアティブ打ち出し：SDGsの達成、地球規模課題の解決に向けて、世界各国と連携して、国際社会における日本の責任・責務を果たすことに最大の優先順位を置くべき。
 - 科学技術イノベーションの活用推進（スライド2）：最新の科学技術や「ビジネス主導」のみならず、「人間中心」の社会的アプローチ、コミュニティ・エンパワーメント、社会技術の開発や「実装」、ハイテクのみならずミドルテック、ローテックも含めた「適正技術」の移転や能力強化等も含める。
- 政府によるSDGs推進のための取組一覧：「実施指針」改訂を先取りして、単に施策を並べるのみならず、それらの施策を総合して実施することによって、SDGsの各ゴール・ターゲットに対して具体的にどの程度の成果を実現するのか、「アウトサイド・イン」で検討する。
 - 一部の優先課題について先行的・パイロット的に実施してみてもどうか

2. 「SDGs 実施指針」改訂に向けて

(1) 基本的認識

- 改訂SDGs実施指針：2020年～23年（4年間）をカバー⇒終了時にはSDGs期間（2016-30）の半分以上は終了。覚悟を以て策定する必要あり。
 - 指針のデザインを「バックキャストिंग」に移行：2030年末に達成すべき目標を踏まえ、2023年末に達成すべき成果と、それを達成するために必要な政策動員は何かという観点から組み立てた指針とする必要がある。
 - 実施体制：2016-19年までに進展してきた政府のSDGs実施体制、および各セクターのSDGs実施体制（アカデミア、民間企業、民間財団、市民社会、国連機関等）について評価し、以下の観点から、より効率的な実施体制を検討する。
 - ✓ 政府のSDGs実施体制の「見える化」と、より効率的な連携体制の構築
 - ✓ 「SDGs推進円卓会議」の活性化とマルチステークホルダーでの政策提言機能の強化
 - ✓ 独立性の高い、客観的な評価およびフォローアップ&レビュー体制の構築

(2) 内容面での改善

➤ 「三本柱」について

- 「ソサエティ 5.0 の実現による SDGs 達成」について：STI やデジタル化による既存の社会問題の解決に加え、これらによって生じる新たな社会課題についての調査・研究や、STI に関わる倫理・法・社会的課題（ELSI）への取り組み、社会イノベーションや社会技術開発・導入についても検討する。
- 「地方創生」について：以下を検討・実施する。
 - ✓ 「モデル自治体」の称揚のみならず、SDGs への取り組みに困難を抱える自治体を「取り残さない」政策
 - ✓ 地域における、市民社会、コミュニティ、社会課題の当事者等を含むマルチステークホルダー連携の促進
 - ✓ 個別の目的を以て地域で展開されている各政策・施策について、地域のオーナーシップに基づき、「SDGs の実現」の視点を以て、地域のニーズと「持続可能性」の観点からの調和化・連携の促進（例：小規模多機能自治、地域包括ケア、地域循環共生圏、林政アドバイザー制度、地域おこし協力隊等）
- 「女性・次世代のエンパワーメント」について：以下を検討・実施する
 - ✓ 既存の施策のみならず、必要性はありながらもまだ決定していない政策・施策も含めて検討・導入の可能性を作る（例：外国人の人権・共生、LGBTIQ の人権保障や同性間パートナーシップの法的保護、その他「エンパワーメント」にとって必須の施策等）
 - ✓ 市民社会や当事者グループ等による取り組みの主流化と「持続可能なアプローチ」を実現するための継続的な財政的・技術的支援の確保

(3) SDGs 達成に向けたその他の課題

- 現行の「推進本部＝実施指針」体制を超えたセクター間連携と立法府の関与の強化
 - アカデミアの関与強化（大学、研究所等の提言・評価・フォローアップ機能の積極活用）
 - 立法府の関与強化（「持続可能な社会基本法」といった法律の制定・整備により、SDGs 実現と「持続可能な社会」づくりを律法も含めた「国是」にしていく）

以上

【別添1】ボトムアップ・アクションプランの全体像

※ 政府「アクションプラン」の「対案」ではなく、「相互補完・協力によりとも SDGs を目指す」為の提案

市民社会のSDGsボトムアップ・アクションプランの全体像
 = 政府のアクションプランを補完しつつ、SDGsの基盤と革新性を強化 =



【別添2】中長期的な SDGs 実施体制のイメージ (模式図)

